

三重県健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策（第8条～第15条）

附則

少子高齢化が進展するなか、健やかで充実した生活を送ることは私たち県民一人ひとりの願いであり、また、県民一人ひとりが健やかで充実した生活を送ることを通じて社会全体の活力の維持及び向上を図ることも重要である。

このためには、子どもから高齢者までのすべての県民が、健康についての関心と必要な知識を持ち、健康づくりに努めるとともに、県、事業者、市町等が協働して、社会環境の改善及び生活環境の整備を含め、総合的かつ計画的に個人の取組みを支援していくことが必要である。

このような認識から、三重県では、個人の健康づくりの取組みを社会全体で支援することにより、すべての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健康づくりに関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めることにより、県、県民、事業者及び市町が協働して取組み、もってすべての県民が健康で、活力のある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「健康づくり」とは、健やかで充実した生活を送るため、こころや身体の状態をより良くしようとすることをいう。

2 この条例において「事業者」とは、他人を使用して事業を行う者をいう。

（基本原則）

第3条 健康づくりの推進のため、県、県民、事業者及び市町は、必要な情報を共有し、協働して取り組むものとする。

（県の責務）

第4条 県は、県民の健康づくりの取組みを社会全体で支援する体制を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定に当たっては、県民等が参画できる体制を整えなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、個人の状況に応じて、県及び市町が実施する健康づくりの推進に関する施策を活用すること等により、健康づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第7条 県は、市町に対し、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町の健康づくりの推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき健康づくりの推進に関する施策の大綱

二 健康づくりの推進のための指標

三 前二号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ三重県公衆衛生審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 知事は、毎年、基本計画に基づき実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(評価の実施)

第10条 知事は、県が実施する健康づくりの推進に関する施策について、基本計画に基づき評価を行うとともに、県民、事業者、市町等から評価を受け、必要な見直しを行うものとする。

(調査の実施等)

第11条 知事は、健康づくりの推進に関する施策及びその評価を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報の提供)

第12条 知事は、健康づくりの取組みを支援するため、県民、事業者、市町等に対し必要な情報を適切に提供するものとする。

(事業者の公表)

第13条 知事は、別に定めるところにより、基本計画の趣旨にのっとり健康づくりに関して積極的な取組みを行っていると認められる事業者を公表することができる。

(県民健康の日)

第14条 健康づくりについて県民の関心と理解を深めるため、県民健康の日を設ける。

2 県民健康の日は、9月7日とする。

3 知事は、県民健康の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第15条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている三重の健康づくり総合計画(第8条第2項各号に掲げる事項に相当する部分に限る。)は、第8条の規定に基づく基本計画とみなす。

附 則(平成17年10月21日三重県条例第67号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。